

令和6年4月5日
兵庫信用金庫

未更新の『契約締結前交付書面』等の交付について

このたび、兵庫信用金庫の投信インターネットサービス（以下、投信 IS）上で交付しております『契約締結前交付書面』等の一部に未更新があったことが判明いたしました。

『契約締結前交付書面』等の管理の重要性につきましては、従前から徹底を図っておりましたが、このような事案が発生しましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本来交付すべき『契約締結前交付書面』等を送付いたしますので、ご査収のほどお願い申し上げます。

また、本事案につきまして、以下のとおりご報告いたします。

記

1. 事態の概要について

投信 IS 上で交付している『契約締結前交付書面』等のうち『目論見書補完書面』及び『「ひょうしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定』（以下、当該書面）について、新 NISA に対応した書面（令和 6 年 1 月版）へ更新がなされておらず、更新前の内容が記載された当該書面を交付しておりました。別紙にて更新前と更新後の対照表を記載しております。

【誤って交付した期間：令和 6 年 1 月 4 日 ~ 令和 6 年 3 月 6 日】

本事案が判明した令和 6 年 3 月 6 日以降は、最新版の当該書面が投信 IS 上で交付されるよう対応済であります。

2. お客様のお手続きについて

特段ございません。

更新前の当該書面において、「つみたて投資枠で定時定額購入取引をご利用される場合の毎月購入代金の上限は 3 万 3 千円」と記載しておりますが、投信 IS のシステムは令和 6 年 1 月 4 日より「上限 1 0 万円」まで購入できるよう更新が完了しております。ついては、上記対象期間内に月 3 万 3 千円を超えるお申込みをいただいた方は、お申込みとおりの毎月購入代金による取引が成立しております。

今回の事態を重く受け止め、再発防止に向けて、『契約締結前交付書面』等の管理について再徹底してまいります。

以 上

《本件に関するお問い合わせ》

兵庫信用金庫 資金部 資金証券課 079-282-5000 受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

目論見書保管書面 新旧対照表

(下線部分更新)

更新後	更新前
<p>購入・換金単位等</p> <p>つみたて投資枠で定時定額購入取引をご利用される場合の毎月購入代金(お支払いいただく金額)の上限 原則10万円</p> <p>(R6.1 改定)</p>	<p>購入・換金単位等</p> <p>つみたて NISA で定時定額購入取引をご利用される場合の毎月購入代金(お支払いいただく金額)の上限 原則3万3千円</p> <p>(R2.3 改定)</p>

「ひょうしんの投信自動積立(定時定額購入取引)」取扱規定 新旧対照表

(下線部分更新)

更新後	更新前
<p>2.(買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定(以下「つみたて投資枠」といいます。)または特定非課税管理勘定(以下「成長投資枠」といいます。)において買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたて投資枠または成長投資枠用として当金庫が選定する銘柄とします。</p>	<p>2.(買付銘柄の選定)</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく(累積)投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。ただし、つみたてNISAにおいて買付できる投資信託は、選定銘柄のうち、つみたてNISA用として当金庫が選定する銘柄とします。</p>
<p>4.(買付金額の引落し)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額の単位等は選定銘柄ごとに目論見書補充書面に定めるものとします。なお、つみたて投資枠をご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則10万円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で10万円を上限)とします。</p> <p>(5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます(ただし、つみたて投資枠をご利用される場合を除きます。)</p>	<p>4.(買付金額の引落し)</p> <p>(4) 1銘柄あたりの毎月の買付金額は1万円以上1,000円単位(投信インターネットサービスをご利用される場合は1千円以上1,000円単位)の整数倍とします。なお、つみたてNISAをご利用される場合の毎月の買付金額の上限は、原則33,000円(指定銘柄が複数ある場合は、それらを合算した毎月の買付金額合計で33,000円を上限)とします。</p> <p>(5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客様が指定する金額を増額することができます(ただし、つみたてNISAをご利用される場合を除きます。)</p>
<p>5.(買付時期および方法)</p> <p>削除</p> <p>(4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p>	<p>5.(買付時期および方法)</p> <p>(4) つみたてNISAをご利用の場合に、収益分配金の再投資等により、その年のつみたてNISAで買付した金額の合計額が40万円を超える場合は、当該40万円を超える部分については、特定口座または一般口座での買付となります。</p> <p>(5) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。</p>
<p>10.(その他)</p> <p>(1) つみたて投資枠をご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(R6.1 改定)</p>	<p>10.(その他)</p> <p>(1) つみたてNISAをご利用の場合は、買付および換金に係る手数料、ならびに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。</p> <p>(R2.3 改定)</p>